

前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表(第1条関係)

改正案	現行
<p>(職員)</p> <p>第36条 省略</p> <p>2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね<u>15人</u>につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね<u>25人</u>につき1人以上とする。ただし、保育所<u>1</u>につき2人を下ることはできない。</p>	<p>(職員)</p> <p>第36条 省略</p> <p>2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね<u>20人</u>につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね<u>30人</u>につき1人以上とする。ただし、保育所<u>1</u>につき2人を下ることはできない。</p>

前橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例  
新旧対照表(第2条関係)

改正案	現行												
<p>(職員の数等)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。</p> <table border="1" data-bbox="252 1115 837 1279"> <thead> <tr> <th>園児の区分</th> <th>員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 満4歳以上の園児</td> <td>おおむね<u>25人</u>につき1人</td> </tr> <tr> <td>(2) 満3歳以上満4歳未満の園児</td> <td>おおむね<u>15人</u>につき1人</td> </tr> </tbody> </table> <p>省略</p> <p>4～5 省略</p> <p>附 則</p> <p>1～3 省略</p> <p>(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)</p> <p>4 副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園に対する第5条第3項の規定の適用については、施行日から起算して<u>12年</u>を経過する日までの間、同項の表備考第1号中「かつ、」とあるのは、「又は」とする。</p> <p>5～13 省略</p>	園児の区分	員数	(1) 満4歳以上の園児	おおむね <u>25人</u> につき1人	(2) 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね <u>15人</u> につき1人	<p>(職員の数等)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。</p> <table border="1" data-bbox="858 1115 1444 1279"> <thead> <tr> <th>園児の区分</th> <th>員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 満4歳以上の園児</td> <td>おおむね<u>30人</u>につき1人</td> </tr> <tr> <td>(2) 満3歳以上満4歳未満の園児</td> <td>おおむね<u>20人</u>につき1人</td> </tr> </tbody> </table> <p>省略</p> <p>4～5 省略</p> <p>附 則</p> <p>1～3 省略</p> <p>(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)</p> <p>4 副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園に対する第5条第3項の規定の適用については、施行日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、同項の表備考第1号中「かつ、」とあるのは、「又は」とする。</p> <p>5～13 省略</p>	園児の区分	員数	(1) 満4歳以上の園児	おおむね <u>30人</u> につき1人	(2) 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね <u>20人</u> につき1人
園児の区分	員数												
(1) 満4歳以上の園児	おおむね <u>25人</u> につき1人												
(2) 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね <u>15人</u> につき1人												
園児の区分	員数												
(1) 満4歳以上の園児	おおむね <u>30人</u> につき1人												
(2) 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね <u>20人</u> につき1人												

前橋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例新旧対照表  
(第3条関係)

改正案	現行
<p>(職員配置等)</p> <p>第3条 認定こども園には、満1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね<u>15人</u>につき1人</p>	<p>(職員配置等)</p> <p>第3条 認定こども園には、満1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね<u>20人</u>につき1人</p>

<p>以上、満4歳以上の子どもおおむね25人につき1人以上の教育及び保育に従事する職員を置かなければならない。ただし、常時2人を下回ってはならない。</p> <p>2～3 省略</p>	<p>以上、満4歳以上の子どもおおむね30人につき1人以上の教育及び保育に従事する職員を置かなければならない。ただし、常時2人を下回ってはならない。</p> <p>2～3 省略</p>
--	--

前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表(第4条関係)

改 正 案	現 行
<p>(職員) 第29条 省略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 省略</p> <p>(職員) 第31条 省略</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 省略</p> <p>(職員) 第44条 省略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所<u>一</u>につき2人を下回ることはいできない。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 省略</p> <p>(職員)</p>	<p>(職員) 第29条 省略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 省略</p> <p>(職員) 第31条 省略</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 省略</p> <p>(職員) 第44条 省略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所<u>1</u>につき2人を下回ることはいできない。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 省略</p> <p>(職員)</p>

第47条 省略

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)～(2) 省略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 省略

第47条 省略

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)～(2) 省略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 省略